

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹 印

通報受理日	令和3年6月3日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 (時 分～ 時 分) ・郵便 ・電子メール ・F A X 	
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名 (※) ・匿名 	所属部署
通報内容	<p>① 現在、三田市は督促手数料の調定について、送付した督促手数料の合計額を調定とせず、実際収納した収納額を調定としている。そのため、督促手数料の調定額が常に100%となっている。</p> <p>関係規程：三田市会計事務規則第10条</p> <p>② 監査で指摘されておらず監査の機能及び目的が十分に果たされていない。</p> <p>③ 延滞金については、以前に行政監察員より同様の指摘があったにも関わらず、督促手数料については何ら改善されていない。</p>	
調査経過	<p>令和3年6月3日 公益目的通報をFAXで受理</p> <p>同年6月4日 市長に受理報告書を提出，事務局に調査依頼</p> <p>同年7月7日 事務局より関係資料を受理</p> <p>同年7月23日 事務局より追加資料を受理</p> <p>同年8月18日 事務局より追加資料を受理，ヒアリング</p>	
調査結果	<p>1. 督促手数料の根拠・内容等</p> <p>市税については、納期限後20日以内に督促しなければならないところ、市税条例第21条で、「督促状を発した場合においては、督促状1通について、90円の督促手数料を徴収しなければならない」と規定されている。また、市税以外の分担金等についても20日以内に督促することとなっており、「督促状を発した時は、督促手数料として1通につき90円を徴収する」と規定されている（三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条）。</p> <p>これらの規定からすれば、督促手数料は「督促状を発した」時に徴収することとなるから、督促状を発送する時点で1通90円の手数料の合計額を調定することが必要と思われる。</p> <p>しかし、市税及び市税以外の分担金等のいずれについても、通報者が指摘するとおり、実際に収納した金額を調定としている実態がある。</p> <p>2. 実務上の取扱いの理由</p> <p>市税担当課に対して照会したところ、要旨について次の説明があった。地方</p>	

税法の規定により納期限後 20 日以内に督促状の発送を行わなければならないが、実務上、発送準備を納期限の直後に実施することができない。主な理由は、納税者が納付書で納付する場合、取扱銀行が納付済通知の処理を行い市が納付状況を把握するまで、1 週間から 10 日（最大で 15 日）の期間がかかる。このため、督促状を納期限直後に発送することができない。また、督促状発送手続きを行う間にも納付する納税義務者もいるので、納期限後から督促状の発送まで調定を確定することが事実上できない。

3. 判断・結論

(1) 仮に規定に沿って督促状を発送すれば、納付済の市民に対して督促状を発送する事態が生じ、督促に要する費用が無駄になることに加えて、市民に対して混乱を引き起こす恐れもある。市税担当課の説明は理解できるもので、実務面に着目すれば、現在の取り扱いはやむを得ない。

市税以外の分担金等については、複数の部署が関係しており統一的な回答は得ていないが、仕組みの大枠は市税と同じであるから、現在の取り扱いはやむを得ない。いずれも、納付書での市税ないし分担金の納付という仕組みがある限り、明文規定と異なる取扱いをすることはやむを得ない。

もっとも、明文の規定と異なる取扱いがなされていること自体、適切とはいえない。このため、参考となる他市例を探す等して何らかの例外規定を設けるなど、工夫することが望まれる。

(2) 監査委員が監査において各部局にどのような質疑をし、その結果何を指摘事項とするかは監査委員の裁量に委ねるべきである。上記のとおり、通報者が指摘する事実はあるが、銀行等金融機関での納付書による納付という仕組みがある限り、現状ではやむを得ない面があるから、監査委員が指摘事項として公表しないことをもって著しく不当であると直ちに結論付けることはできない。

(3) 延滞金は税金や保険料の納付が延滞した場合に徴収すべきであるのに対して、督促手数料は督促状を「発送した場合」に徴収することとされている点が異なっている。後者については納期限を徒過しても直ちに手数料は発生せず、発送して初めて発生するが、納期限後速やかに「発送先」を特定すること自体に実務上の課題がある。

よって同一には論じることができないが、いずれも事務処理上の問題に起因しているから、督促手数料についても、実務上対応できることを工夫し見直していくことが望まれる。

以上

	<p>税法の規定により納期限後 20 日以内に督促状の発送を行わなければならないが、実務上、発送準備を納期限の直後に実施することができない。主な理由は、納税者が納付書で納付する場合、取扱銀行が納付済通知の処理を行い市が納付状況を把握するまで、1 週間から 10 日（最大で 15 日）の期間がかかる。このため、督促状を納期限直後に発送することができない。また、督促状発送手続きを行う間にも納付する納税義務者もいるので、納期限後から督促状の発送まで調定を確定することが事実上できない。</p> <p>3. 判断・結論</p> <p>(1) 仮に規定に沿って督促状を発送すれば、納付済の市民に対して督促状を発送する事態が生じ、督促に要する費用が無駄になることに加えて、市民に対して混乱を引き起こす恐れもある。市税担当課の説明は理解できるもので、実務面に着目すれば、現在の取り扱いはやむを得ない。</p> <p>市税以外の分担金等については、複数の部署が関係しており統一的な回答は得ていないが、仕組みの大枠は市税と同じであるから、現在の取り扱いはやむを得ない。いずれも、納付書での市税ないし分担金の納付という仕組みがある限り、明文規定と異なる取扱いをすることはやむを得ない。</p> <p>もっとも、明文の規定と異なる取扱いがなされていること自体、適切とはいえない。このため、参考となる他市例を探す等して何らかの例外規定を設けるなど、工夫することが望まれる。</p> <p>(2) 監査委員が監査において各部局にどのような質疑をし、その結果何を指摘事項とするかは監査委員の裁量に委ねるべきである。上記のとおり、通報者が指摘する事実はあるが、銀行等金融機関での納付書による納付という仕組みがある限り、現状ではやむを得ない面があるから、監査委員が指摘事項として公表しないことをもって著しく不当であると直ちに結論付けることはできない。</p> <p>(3) 延滞金は税金や保険料の納付が延滞した場合に徴収すべきであるのに対して、督促手数料は督促状を「発送した場合」に徴収することとされている点が異なっている。後者については納期限を徒過しても直ちに手数料は発生せず、発送して初めて発生するが、納期限後速やかに「発送先」を特定すること自体に実務上の課題がある。</p> <p>よって同一には論じることができないが、いずれも事務処理上の問題に起因しているから、督促手数料についても、実務上対応できることを工夫し見直していくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>添付資料の内訳</p>	
<p>備 考</p>	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。